

# 苫小牧市地域防災計画基礎資料作成業務 提案書作成要領

## 1 業務名

苫小牧市地域防災計画基礎資料作成業務

## 2 企画提案書等の提出

参加意向書の提出後、プロポーザル提案資格確認結果通知により提案資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類を添えて提案書（第9号様式）を提出すること。

### (1) 添付書類

#### ア 会社概要（任意様式）

次の各項目を記載すること。

- ・所在地
- ・資本金等
- ・設立時期
- ・従業員数

※本事業の実施にあたり、共同企業体又は協力企業等がある場合は、その企業等についても記載すること。

#### イ 企画提案書（A4版任意様式、縦・横いずれも可、片面刷り、表紙を除き16ページ以内）

企画提案書の作成にあたっては、以下の内容に留意すること。

- (ア) 業務の目的、条件及び内容を的確に反映した提案内容とすること。
- (イ) 令和7年度改訂予定の「苫小牧市地域防災計画」の基礎資料となるため、本市の防災上の現状・課題等を的確に把握し、今後の防災課題解決に向け、適切かつ有益な提案とすること。
- (ウ) 本市の各種防災計画に沿った提案内容とすること。
- (エ) 本事業の関連企画や内容を充実するアイデア等があれば、積極的に提案すること。
- (オ) 企画提案書の構成（必須事項）

No	項目	記載内容
1	実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務に係る人員体制及び配置予定者</li><li>・統括責任者及び業務担当者の氏名、役職、経験年数、実績、資格等</li><li>・類似業務に係る実施実績</li><li>・再委託を予定している場合の業務範囲及び再委託先</li><li>・作業スケジュール</li></ul>

2	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書「4（1）資料の収集・整理」及び分析手法についての提案</li> <li>・仕様書「4（2）防災上の課題整理」についての提案</li> <li>・地域防災計画改訂作業を円滑に進めるための報告書についての提案</li> </ul>
3	課題解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書「5考慮すべき課題」のうち、(1)に係る本市の具体的な課題及び解決策についての提案</li> <li>・仕様書「5考慮すべき課題」のうち、(2)に係る本市の具体的な課題及び解決策についての提案</li> </ul>
4	追加案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に定める内容以外で、地域防災計画改訂時に有益な計画に盛り込むべき独自の提案</li> <li>・自社実績に基づく独創的な視点・手法による提案</li> </ul>

#### ウ 類似業務実績書（任意様式）

過去5年間に実施した類似業務実績を提出すること。

#### エ 見積書（任意様式）

(ア) 見積金額には、消費税及び地方消費税を含めないこと。

(イ) 積算の根拠及び明細が分かるようにすること。

#### (2) 提出部数

ア 正本 1部（代表者印があるもの）

イ 複写 10部

ウ 電子媒体 1部（CD-R等）

#### (3) 提出期限 令和6年5月20日（月）午後5時15分まで

（郵送の場合は、令和6年5月20日（月）必着とする。）

#### (4) 提出場所 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市市民生活部危機管理室（担当者：山元）

電話：0144-32-6280

#### (5) 提出方法 持参又は郵送による。（郵送の場合は簡易書留又は書留とすること。）

### 3 提案書作成にあたっての留意事項

(1) 業務内容の詳細は、企画提案書に記載された内容を基本とするが、事業内容の詳細については、プロポーザル後、受託者と委託者が協議の上で決定するものとする。

(2) 専門的な知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

#### 4 その他

- (1) 企画提案に係る経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 期間提案書が提出期限までに提出されない場合は、企画提案の参加の意思がないものとみなす。また、企画提案ヒアリングに出席しない場合についても、同様に企画提案の参加の意思がないものとみなす。
- (4) 選定委員会は非公開とする。
- (5) 提出された参加意向書及び企画提案書については、本業務のプロポーザル以外の目的に使用しないものとする。
- (6) 提出期限以降における企画提案書及び添付書類の差し替え、追加等は認めない。
- (7) 提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- (8) 全ての提出書類は返却しない。